



自転車!!

## 大

阪市で昨年5月に発生した、歩道に乗り上げたタンクローリーによる歩行者2名の死亡事故。この事故を誘発したとして、走行するタンクローリーの直前で国道を横断した自転車の男(61歳)が、同年11月、重過失致死罪で禁錮2年の実刑判決を受けました。このニュースを覚えている人もいるだろう。

この自転車の男に、今回新たな処分が下った。大阪府警は、男が交通ルールを守る意識が著しく乏しいと判断。大阪府公安委員会は男に対し、180日間の免停を言い渡したのだ。自転車の乗り方が原因で、クル

警察関係者が執筆した法令解説書は、この条文が当てはめられる場合を「心理的適性を欠いたため」「免許証を偽造、変造する」「自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき」という規定があるのです。今回の処分は、これによるものです。

回の件で、そうした慎重な事実認定は行なわれたんでしょうか? 「情報が乏しいのなんとも言えませんが、疑わしいですね。この男が「日頃から信号無視や迷惑行為をしていました」と供述したこと、進どり一郎の周知」と書いている新報紙田ださうりと書いています。一方、検察関係者が執筆した解説書では、同様に心理的適性の問題とした上で、「公安委員会

が本号の規定により免許を取り消し、又は停止する場合には、具体的な事実認定を慎重に行なう必要がある」とあります。危なそうだ。ところどころで免許の停止など認められています。この第103条1項8号に「免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき」という規定があるのです。今回の処分は、これによるものです。



自転車の男には実刑判決だけでなく、免停処分も言い渡された

が本号の規定により免許を取り消し、又は停止する場合には、具体的な事実認定を慎重に行なう必要がある」とあります。危なそうだ。ところどころで免許の停止など認められています。この第103条1項8号に「免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき」という規定があるのです。今回の処分は、これによるものです。

が本号の規定により免許を取り消し、又は停止する場合には、具体的な事実認定を慎重に行なう必要がある」とあります。危なそうだ。ところどころで免許の停止など認められています。この第103条1項8号に「免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき」という規定があるのです。今回の処分は、これによるものです。

も、疑問だと言つう。  
「この男は現在、刑務所に服役中です。免許の取消しならともかく、免停なら服役中に処分が終わってしまいますから……」道交法第103条1項8号で最も重い処分は、180日の免停です。つまり、当局は「最大限重い処分を下した」という実績をつくりたかったのではないでしょ? そしてその背後には、昨今の自転車運転への規制強化の流れを感じます。「自転車の違反で免停にするのは、やりすぎだ」という世論もバネにしながら自転車運転規制を導入する契機にしようとしている……というのでは、考



風当たりが強くなる一方の自転車ユーザー。免停処分は今後、続出するかも?

も、疑問だと言つう。  
「この男は現在、刑務所に服役中です。免許の取消しならともかく、免停なら服役中に処分が終わってしまいますから……」道交法第103条1項8号で最も重い処分は、180日の免停です。つまり、当局は「最大限重い処分を下した」という実績をつくりたかったのではないでしょ? そしてその背後には、昨今の自転車運転への規制強化の流れを感じます。「自転車の違反で免停にするのは、やりすぎだ」という世論もバネにしながら自転車運転規制を導入する契機にしようとしている……というのでは、考